

～愛媛県犯罪被害遺児支援金の給付について～

愛媛県では、県と市町が一体となって、殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児の方に対して、済的負担の軽減を図るための支援金を給付します。

犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギョっとちゃん」



対象となる犯罪被害	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害（過失犯除く）に限ります。）
対象となる方	次のいずれにも該当する犯罪被害遺児に対して、申請のあった年度につき1回に限り支援金を給付します。 ○支援金給付年度の基準日（4月2日）時点において、県内に住所を有していること ○国の犯罪被害者等給付金（遺族給金）の支給裁定を受けていること ※犯罪被害遺児とは、犯罪被害により、それまで生計をともにしていた親等の一方又は双方を失った者で、義務教育終了までの者及び高等学校（定時制課程及び通信制課程を含む）在学中の者（高等専門学校3年修了までの者及び特別支援学校の高等部在学中の者を含む）（満19歳以上の者を除く）をいいます。
給付額	給付額 1人につき3万円
給付がされない場合	◇犯罪被害遺児となった後、基準日時点において養子縁組をしている場合 ◇犯罪被害遺児となった後、基準日時点において父又は母が再婚しており、犯罪被害遺児と生計をともにしている場合 等
申請に必要な書類	申請様式及び申請に必要な添付書類については、詳しくは愛媛県や市町のホームページを御確認ください。
申請者	犯罪被害遺児の現在の保護者 ※保護者とは、犯罪被害遺児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、犯罪被害遺児を現に監護する者又は、犯罪被害遺児の親族で、社会通念上、犯罪被害遺児を保護する責任がある者
給付決定の取り消し・返還	給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認められたときは、給付決定が取り消され、返還をしなければなりません。
申請方法・申請期限	<申請方法> お住いの以下の市町の窓口へ直接御持参ください。 不明な点がございましたら、県又はお住いの市町の窓口へ、電話等にてお問い合わせください。 <申請期限> 支給給付年度の4月2日から3月末日まで

<市町>

市町	担当課	電話番号	市町	担当課	電話番号
松山市	市民生活課	089-948-6447	東温市	社会福祉課	089-964-4406
今治市	防災危機管理課	0898-36-1558	上島町	総務課	0897-77-2500
宇和島市	総務課	0895-49-7005	久万高原町	総務課	0892-21-1111
八幡浜市	総務課	0894-22-5988	松前町	危機管理課	089-989-5103
新居浜市	危機管理課	0897-65-1282	砥部町	企画政策課	089-962-7250
西条市	人権擁護課	0897-52-1360	内子町	総務課	0893-44-6150
大洲市	危機管理課	0893-24-1742	伊方町	総務課	0894-38-2655
伊予市	福祉課	089-982-7330	松野町	町民課	0895-42-1113
四国中央市	地域振興課 市民くらしの相談室	0896-28-6143	鬼北町	総務財政課	0895-45-1115
西予市	人権啓発課	0894-62-6492	愛南町	総務課	0895-72-1211

<愛媛県>

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課
消費・くらし安全安心グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(電話) 089-912-2336

